新たな生活困窮者支援制度が意味するもの

大阪市立大学大学院生活科学研究科
教 授　　岩 間 伸 之

●はじめに　－地域に「支え合いのかたち」を創造する－

新たな生活困窮者支援制度の理念

【１】生活困窮者支援制度をめぐる２つの隘路

【２】「生活困窮者自立支援法」の成立・施行までの経過

【３】生活困窮者支援が求められる諸要因　－「構造的課題」を読み解く－

１．生活保護率の上昇と傾向の変化

２．人口構造の変化　－少子高齢化がもたらす影響－

３．景気の低迷と就労支援ニーズの増大

４．「無縁社会」の到来　－地縁・血縁の瓦解－

５．新しい生活課題・ニーズの出現

【４】「生活困窮者自立支援法」の概略

１．「生活困窮者自立支援法」の目的と定義

（目的）
第一条　この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

２．法案に基づく事業

（必須）自立相談支援事業　（国庫負担　３／４）
（必須）居住確保給付金　（国庫負担　３／４）
（任意）就労準備支援事業　（国庫補助　２／３）
（任意）一時生活支援事業　（国庫補助　２／３）
（任意）家計相談支援事業　（国庫補助　１／２）
（任意）学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業（国庫補助　１／２）
都道府県知事等による就労訓練事業の認定

【５】新たな生活困窮者支援制度の６つの理念　－自立相談支援事業の新しい機能－

１．社会的孤立を含む生活困窮者への支援

２．予防的機能の推進

３．アウトリーチ機能の推進

４．伴走型支援機能の推進

５．「出口戦略」としての社会資源の創出

６．地域における多層のネットワークによる協働的支援の展開

地域における「総合相談」の展開に向けて

【6】自立相談支援事業における「総合相談モデル（理念型）」の提示

1．基本的視座

1）日常生活圏域を基礎単位（基本ユニット）として展開

★2）「地域を基盤としたソーシャルワーク」を方法として展開

3）地域担当の専門職と地域側の中核的担い手との協働

4）小地域における住民の参画による相談支援体制

2．自立相談支援事業における「総合相談モデル（理念型）」の提示

【7】近年のソーシャルワーク（総合相談）をめぐる新たな動向
－「問題」別対応から「面（地域）」割の対応へ

【8】「地域を基盤としたソーシャルワーク」をめぐる三層構造
－「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」から「総合相談」へ－

【9】「地域を基盤としたソーシャルワーク」の概念整理と定義

●「地域を基盤としたソーシャルワーク」の定義（岩間）

> 地域を基盤としたソーシャルワークとは、ジェネラリスト・ソーシャルワークを基礎理論とし、地域で展開する総合相談を実践概念とする、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを基調とした実践理論の体系である。

出所：岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能－個と地域の一体的支援の展開に向けて－」『ソーシャルワーク研究』37-1, 相川書房, 2011年。

風をよむ

新たな生活困窮者支援制度と地域における新しい支援のかたち

大阪市立大学大学院教授　岩間伸之

厚労省の社会保障審議会に設置された「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が閉会し、その報告書が1月25日付で公表された。今後の生活困窮者支援施策の方向性を示唆するものとなっている。現在、厚労省内では、今の通常国会に新法として提出すべく準備が進められている。

報告書では、新しい生活支援の具体的なかたちとして、①包括的・個別的な支援②早期的・継続的な支援③分権的・創造的な支援、が求められるとし、そのための分野として、①相談支援②就労支援③多様な就労機会の提供④居住確保支援⑤家計相談支援⑥健康支援、が提示されている。

このなかでも中核になるのは、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して支援を実施する新たな相談支援事業である。その対象者は、「生活保護受給に至る前の段階にある経済的困窮者を中心に検討すべき」とされ、またその実施主体としては、「地方自治体の中でも、福祉事務所を設置している自治体を中心とすることが考えられる」とされている。

今後、生活困窮者を対象とした相談支援センターが新法に基づいて各自治体に設置されることになる。平成27年度の本格実施に向け、来年度からいくつかの自治体でモデル実施されることが決まっている。

この新たな生活困窮者支援制度は、果たして地域における新しい支援のかたちとして根づくのか。そのために越えなければならないハードルは多い。生活困窮者を経済的困窮者に限定することなく社会的に孤立した人まで視野に入れること、生活圏域に深く根ざした総合相談として展開すること、ネットワークとアウトリーチを駆使して予防的観点から課題にアプローチすること、社会的・居場所づくりから中間的就労までの広範な就労機会を提供すること、などが求められる。

地方自治体には、生活困窮者支援の将来展望を描くための見識と覚悟が試されることになる。

「生活困窮者自立支援法」の成立・施行までの経過

１．平成22年７月
パーソナル・サポート・サービス検討委員会（内閣府）の発足

２．平成24年２月17日
「社会保障・税一体改革大綱」に「生活支援戦略」の策定を盛り込むことを閣議決定

３．平成24年４月
社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の設置

４．平成24年４月
平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉推進事業

５．平成24年７月５日
「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（中間まとめ）

６．平成24年12月
政権交代　［「生活支援戦略」→「生活困窮者支援」］

７．平成25年１月25日
社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書

８．平成25年４月
「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の開始

９．平成25年６月26日
審議未了により「生活困窮者自立支援法案」の廃案

10．平成25年12月６日
「生活困窮者自立支援法」の成立

11．平成27年４月１日
「生活困窮者自立支援法」の施行

2012年度　社会福祉推進事業　生活困窮者自立支援関係報告書一覧

１．「生活困窮者自立促進（社会参加）プロセス構築モデル事業」統括委員会報告書
［一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT）］
http://www.hit-north.or.jp/houkokusyo/24seikatsushien.pdf

２．生活困窮者支援に係る新たな相談支援事業における支援の考え方とプロセスに関する調査研究報告書
［みずほ情報総研株式会社］
http://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/konkyu2013.html

３．生活困窮者へのステージに応じた伴走型支援を行う人材育成の在り方に関する研究事業
［特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク］
http://www.homeless-net.org/

４．生活困窮者の就労支援に関するモデル事業報告書
［三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社］
http://www.murc.jp/thinktank/rc/public_report/public_report_detail/koukai_130424

５．我が国におけるマイクロファイナンス制度構築の可能性及び実践の在り方に関する調査・研究事業報告書
［株式会社日本総合研究所］
http://www.jri.co.jp/page.jsp?id=23224

６．家計再生支援のあり方に関する調査研究報告書
［株式会社日本総合研究所］
http://www.jri.co.jp/page.jsp?id=23224

７．子ども・若者の生活困窮支援のあり方に関する研究報告書
［株式会社三菱総合研究所］
http://www.mri.co.jp/SERVICE/project/chuou/2018806_1372.html

８．地域生活支援計画策定の自治体整備に係るモデル自治体における調査研究事業報告書
［特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク］
http://www.jichitai-unit.ne.jp/network/index.html

「生活困窮者自立促進支援モデル事業」全体構成図

生活困窮者自立促進支援モデル事業
「自治体モデル事業」（全国69自治体）

＝

社会・援護局
6ブロック担当者

生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会

自治体モデル事業を反映しながら

自立相談支援機関設置・運営指針研究事業

・相談支援機関設置・運営指針（マニュアル）、Q＆A、標準パターンの作成。
・自治体モデル事業のデータ集計分析（モデル事業における効果を評価・分析）

自立相談支援機関使用標準様式研究事業

・相談支援機関が使用 する各種シートの試行をとおして、共通様式の標準化を図る。
・記載例や記入要領の作成・改善。
・支援決定された対象者像の分析と支援の判断基準作成

就労支援に関する研究事業

・就労準備支援の施設運営基準等の作成。
・就労準備支援を行うに当たり既存施設の活用例や実施方法の事例作成。
・中間的就労の具体的取り組み事例作成。

・個別の取組事例の検証
・社会的企業の中間支援

家計相談支援に関する調査・研究事業

・家計相談支援機関設置・運営指針（マニュアル）の作成。
・自治体モデル事業の実施状況の把握を通じて、家計相談支援の実践における成果・課題を分析し、支援内容の標準化を図る。

子ども・若者の生活困窮支援に関する研究事業

・子どもの学習支援事業の状況調査
・貧困家庭支援に関わっている社会福祉施設と地域の支援ネットワークとの実態調査
・児童養護施設と自治体との連携に関する調査

生活困窮者に関する自治体計画研究事業

・地域福祉計画に活用できるツールとして、自治体に活用できるよう、ワークシートの精度を高める。
・ワークシートがパソコン画面に図表化できるシステム作成。→地域福祉計画に引用できる図表化の導入。
・地域福祉計画のモデル計画作成。
・自治体の関心を高めるための職員向け啓発研修を実施する。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

・訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成

・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※　右記は、法に規定する支援（ ◆ ）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援があることに留意

本人の状況に応じた支援（※）

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆「住居確保給付金」の支給
・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に一定期間を要する者

◆就労準備支援事業
・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

◆「中間的就労」の推進
・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

早期就労が見込まれる者

◇ハローワークとの一体的支援
・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業
・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業
・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
・家計再建資金貸付のあっせん

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

◆学習等支援
・生活困窮家庭のこどもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

自立相談支援事業について

新事業の概要

○　福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。

※　委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。

○　自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、

①　生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握

②　ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定

③　自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施

等の業務を行う。

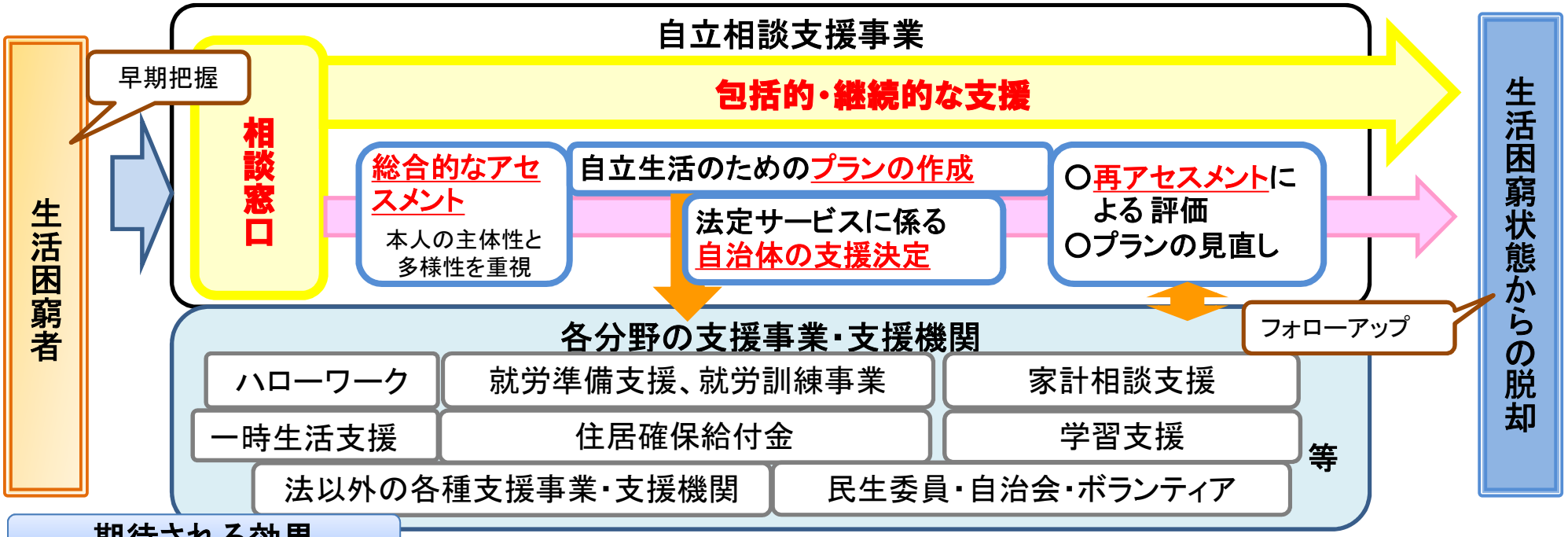

期待される効果

○　生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。

○　生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

就労に向けた支援の充実・強化

◎　生活困窮者の就労に向けた支援を充実･強化するため、就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。

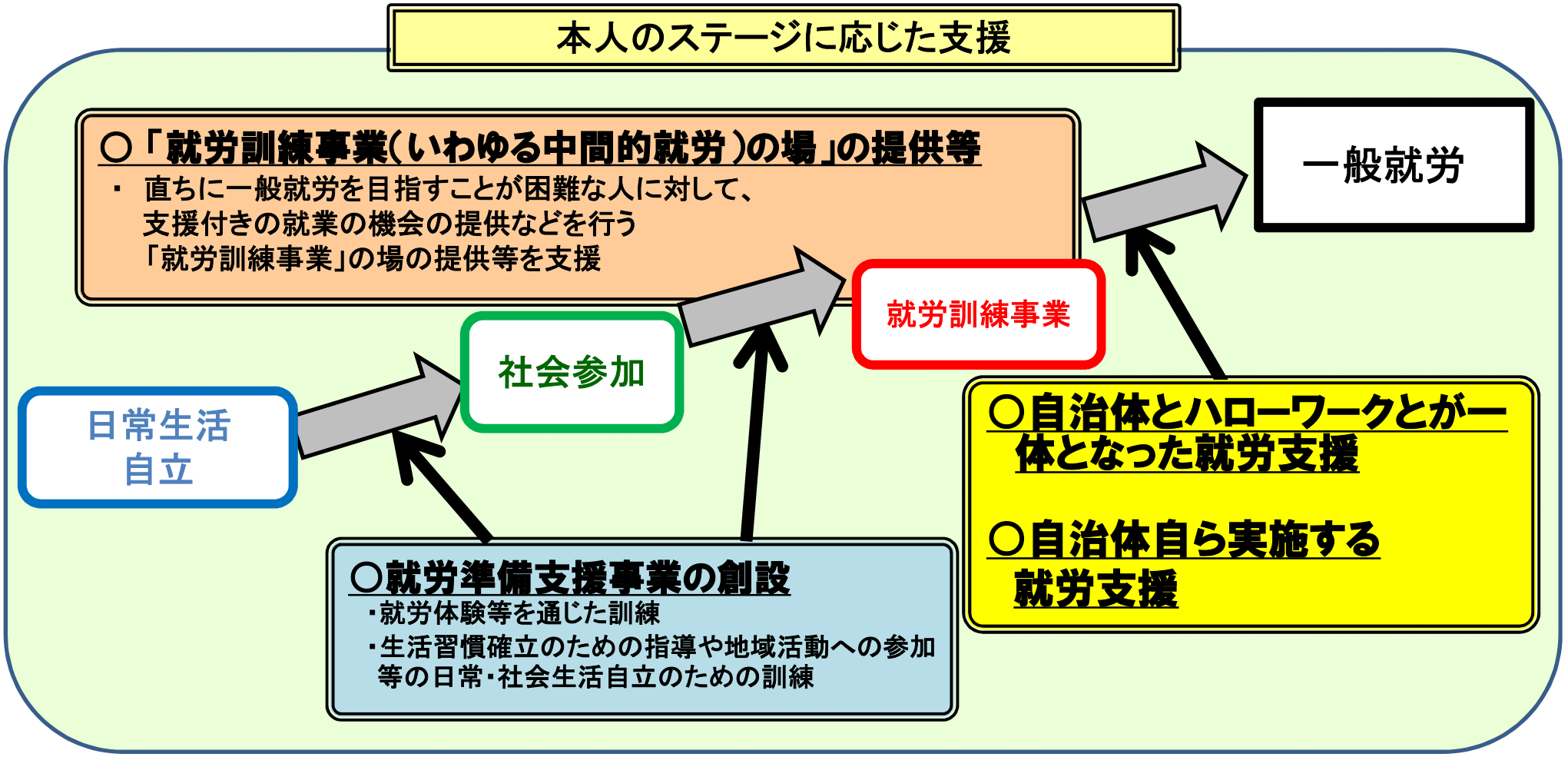

（2）生活困窮者自立支援における対象者の考え方

①生活困窮者自立支援制度における対象者の考え方

- 「生活困窮者自立支援法」（以下「法」という。）第２条において、法の対象者となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている。
- 一方、①近年、生活困窮の概念が広がってきていること、②生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えていること、③生活保護受給者以外の生活困窮者に対しては、公的な相談支援が十分に行われているとは言い難いこと、④早期支援が有効であること、等から、自立相談支援事業の運営に当たっては、できる限り対象を広く捉え、排除のない対応を行うことが必要である。

ア　生活困窮の概念の広がり

・生活困窮の概念は、近年、単なる経済的困窮のみならず地域から孤立している状態などさまざまな社会的排除状態も含む広い概念へと発展してきている。

イ　複合的な課題をもつ困窮者像

・経済的困窮という表面上の課題のみに対応しても本質的な解決にならない場合もあり、その要因として、例えば、孤立状態の解消などにも注目すべきと考えられる。

- このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止めることが求められるが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることも必要である。
- この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。

＜生活保護制度及び受給者との関係について＞

- 制度創設後も、生活保護が必要な人には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方には何ら変更はなく、法の運用にあたっては、生活保護が必要であると判断される場合は、適切に生活保護につなぐことが必要である。
- 法では「現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」を対象としており、生活保護手前の層が想定されているが、生活保護受給者についても、同様の支援が必要な場合がある。このため、厚生労働省においては、法施行時において、生活保護手前の層と生活保護受給者に対し、一体的に事業を展開できるよう検討することとしている。なお、モデル事業においては、生活保護受給者に対しても支援が行える取扱となっている。

出所：生活困窮者自立相談支援機関の運営の手引き（モデル事業版：原案 ver. 3）

対象範囲を広く捉える

■大阪市立大学大学院生活科学研究科教授　岩間伸之氏(談)

岩間伸之氏

生活困窮者自立支援法では、「生活困窮者」という新たな対象者を設定したことが大きなポイントの一つである。

これにより経済的な困窮だけではなく、社会的に孤立した人や社会的に排除された人も視野に入れながら、地域のなかで相談を受け、伴走的に支援していく形を示した。新法で示された自立相談支援事業については、こうした地域での新たな支援の形を期待している。新法では、自立相談支援事業の実施が福祉事務所設置自治体の義務となるため、対応を加速化することが求められる。

新法の運用にあたっては、実施主体のフリーハンドが広いという特徴がある。このため、どのような認識をもって、どのように実施するかは、各自治体の意向が大きく反映されることから、取組みに大きな差が生じることを懸念している。

なかでも大きな課題は、支援対象をどのように捉えるかである。法律上の定義をみると、生活保護の手前にある経済的困窮者に特化しているように見える。生活困窮者＝経済的困窮者と対象を限定的に捉えられてしまうことを危惧している。

新法の趣旨としては、生活保護の手前にある経済的困窮という状態だけでなく、生活保護に至らないようにするため、貧困に至る複合的で構造的な多様な課題に対して予防的に関わるとの認識が必要であり、対象者を広く捉えることが必要になる。

対象範囲に加えて、予防的な支援、伴走型の支援、アウトリーチが重要となるなかで、自治体において、それを実施可能な体制を描くことができるかどうか、既存の各自治体の取組み、ボランティア、ＮＰＯや民生委員の活動、社会福祉法人や企業の活動を含めて、きちんと体制作りができるかどうかが大きな課題となる。事業を実施するためのシステム、ネットワークをきちんと作ることが極めて重要であり、そこに基礎自治体の手腕が問われることになる。

今回の制度では、対象者の早期発見・早期対応という「入口」と、対象者に対する自立相談を経た後の「出口」の強化が重要であるが、「出口」は、量的にも不足し、多様性にも欠けている。

このため「出口」戦略として、社会参加から中間的就労、一般就労まで多様な形で整備していくことが重要である。直接的な支援をし続けることが目的ではなく、最終的には社会との接点を持ちながら、地域のなかに居場所ができ、それを行政を含めた地域で見守っていくという姿がゴールになるのではないか。

加えて、行政計画である地域福祉計画のなかに今回の事業を位置づけ、市民にも見える形で実施していくことを期待したい。

「生活支援戦略」の基本的な方針

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

○基本目標

・生活支援戦略では、生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止することを促進する。
・国民一人ひとりが「参加と自立」を基本としつつ、社会的に包摂される社会の実現を目指すとともに、各人の多様な能力開発とその向上を図り、活力ある社会経済を構築する。
・生活保護制度については、必要な人には支援するという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって、国民の信頼に応えた制度の確立を目指す。

【第1のネット】【第2のネット】【第3のネット】

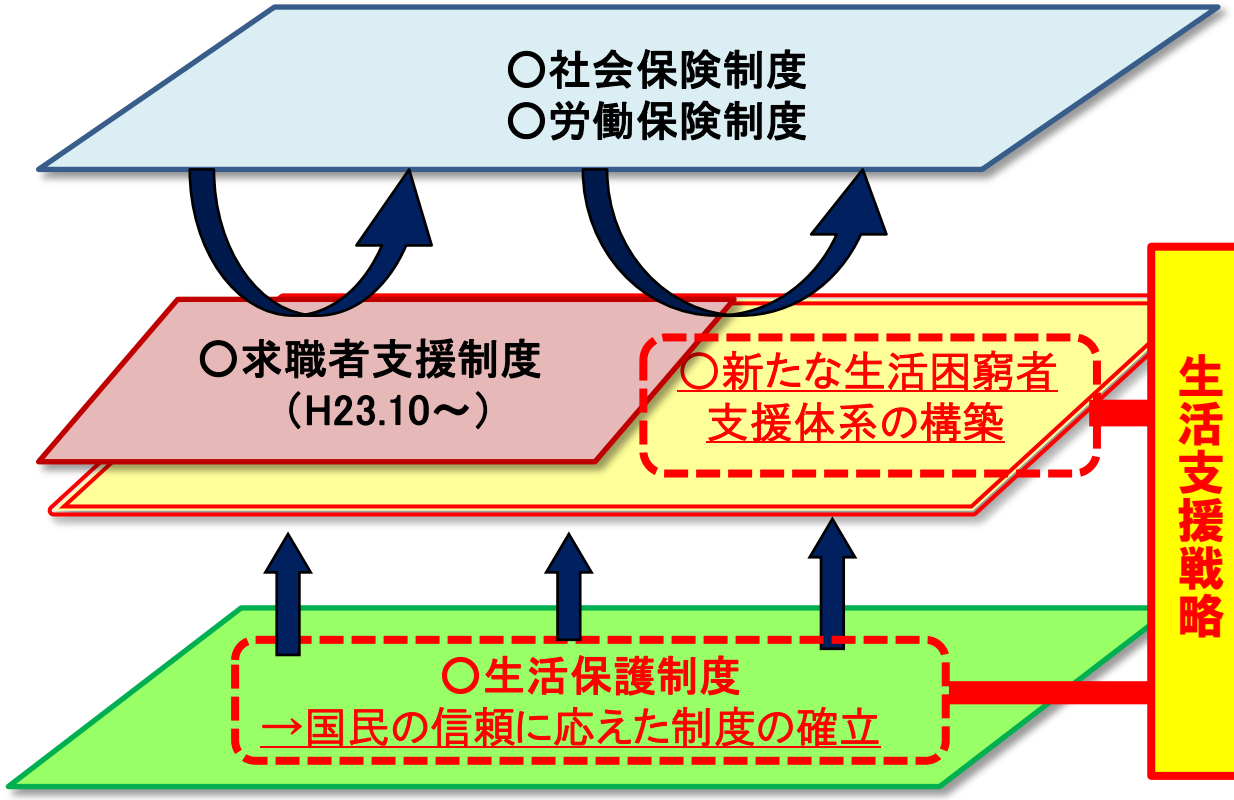

【期待される効果】

①社会参加と自立の促進

・生活困窮状態から脱却し、社会に参加し自立する人の増加

②「貧困の連鎖」の防止

・子どもの貧困の防止、若者の就労・自立の促進

③生活保護給付の適正化

・①・②や、指導等の強化による生活保護給付の適正化の促進

④自治体業務の軽減

・「官民協働」による生活保護ケースワーカー業務の軽減と自立支援強化

総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

○経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握

経済的困窮者・社会的孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域のネットワークの構築や、民間事業者・公的機関と地方自治体との連携強化、縦割りでない包括的な総合相談体制の強化等を図る。

○初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築

初期段階から、「谷間」のない総合相談や「待ちの姿勢」でない訪問型支援（アウトリーチ）、チームアプローチによる支援を展開し、「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢を築く。

○民間との協働による就労・生活支援の展開

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働により、就労・生活支援事業を展開する。

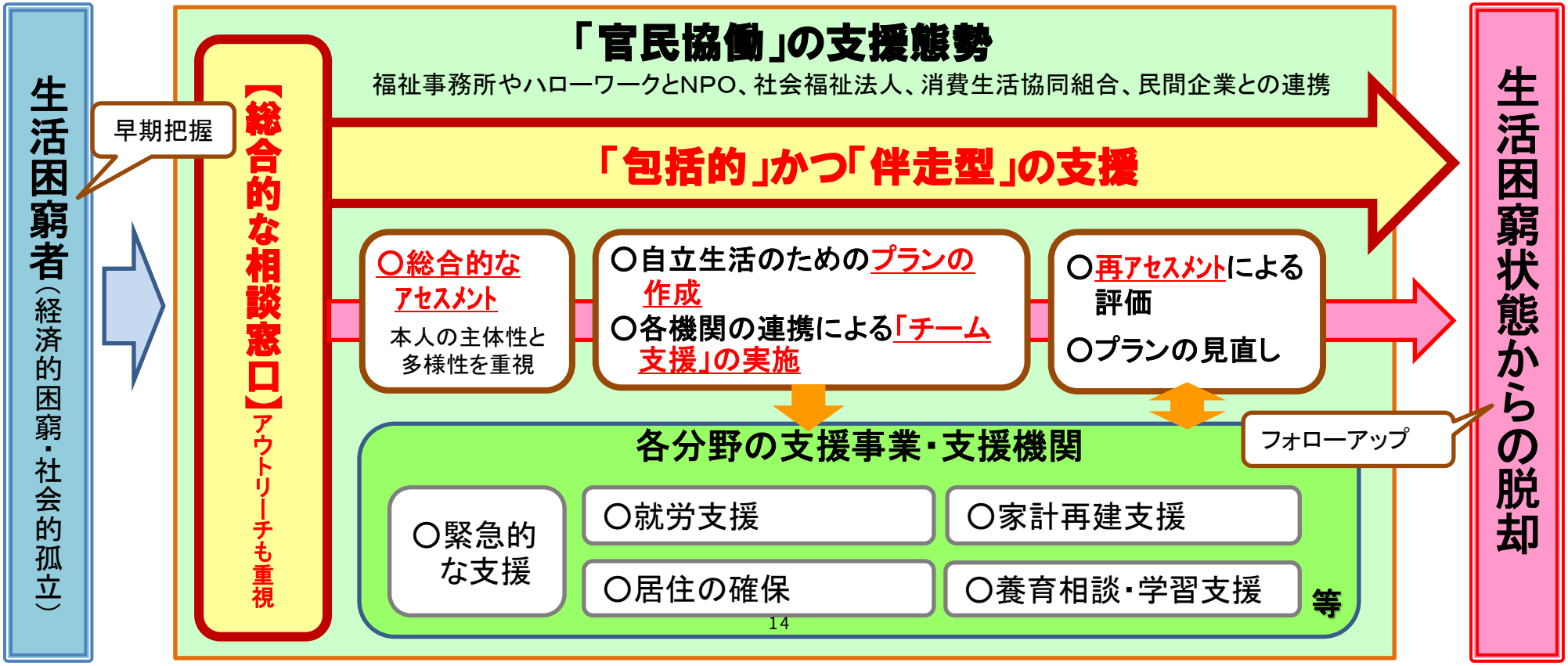

パーソナル・サポート・サービスに求められる機能と理念（議論のためのたたき台）

	導入段階	事前評価段階	支援実施段階	評価段階
支援者機能	○ 困難を抱える当事者のキャッチ ○ 当事者に関する情報収集 ○ パーソナル・サポート・サービスの必要性の一次的な判断 ○ 当事者との信頼関係の構築	○ アセスメント、問題の全体像とニーズの把握 ○ 支援の目標設定、当事者本人との共有 ○ 個人情報の取り扱いについての取決め、同意	支援モジュール〈特定の目標を達成するために用いられる一連の支援方策群〉の適用 → 領域としては幅広く、手段としては多様に持ち、また、支援と支援の隙間を小さくするほど、個別的で包括的な支援に近づくことができる	○ 評価 ：当事者の状況の変化 ：目標の達成度合い ：用いた支援モジュールの妥当性 ○ 再アセスメント
事務局機能	○ 困難を抱える当事者との接点を数多く持てる活動（巡回相談等）の実施 ○ パーソナル・サポート・サービスの対象者の選定、必要性の判断	○ ケースカンファレンスの開催　○ スーパービジョン → 問題の全体像をとらえているか、当事者本位のオーダーメイドの支援になっているか、そのために必要な社会資源を外部のものも含めて活用できているか（支援策に引っ張られて問題から目を背けたり、支援策に当事者を合わせる支援となったりしていないか、自団体の有するツールに限定された支援になっていないか）をあらゆる過程を通じて追求		○ 活動全体のマクロの評価

○ 地域資源の把握・開発　○ 支援ネットワークの拡大　○ 支援モジュールの開発・改良　○ 情報の共有化　○ 人材育成　○広報・啓発

パーソナル・サポート・サービス（困難を抱える当事者本位の個別的・包括的・継続的な支援）の理念

①本人と向き合う支援	②本人の個別状況に合った支援	③継続的支援	④予防的支援	⑤本人をとりまく環境への働きかけ
○ 援助関係の形成 ○ 自己効力感の醸成 ○ エンパワメント	○ オーダーメイドの支援の提供 ○ ネットワークによる支援	○ 各支援段階を通じた伴走的な支援	○ 問題状況の発生前、深刻化前の対応 ○ サポート体制づくりを通じての地域レベルの予防力の強化	○ 本人をとりまく環境（家族や地域社会など）の調整・変革

⑤ パーソナル・サポート・サービスと各種支援機関、地域のネットワーク（理念型）

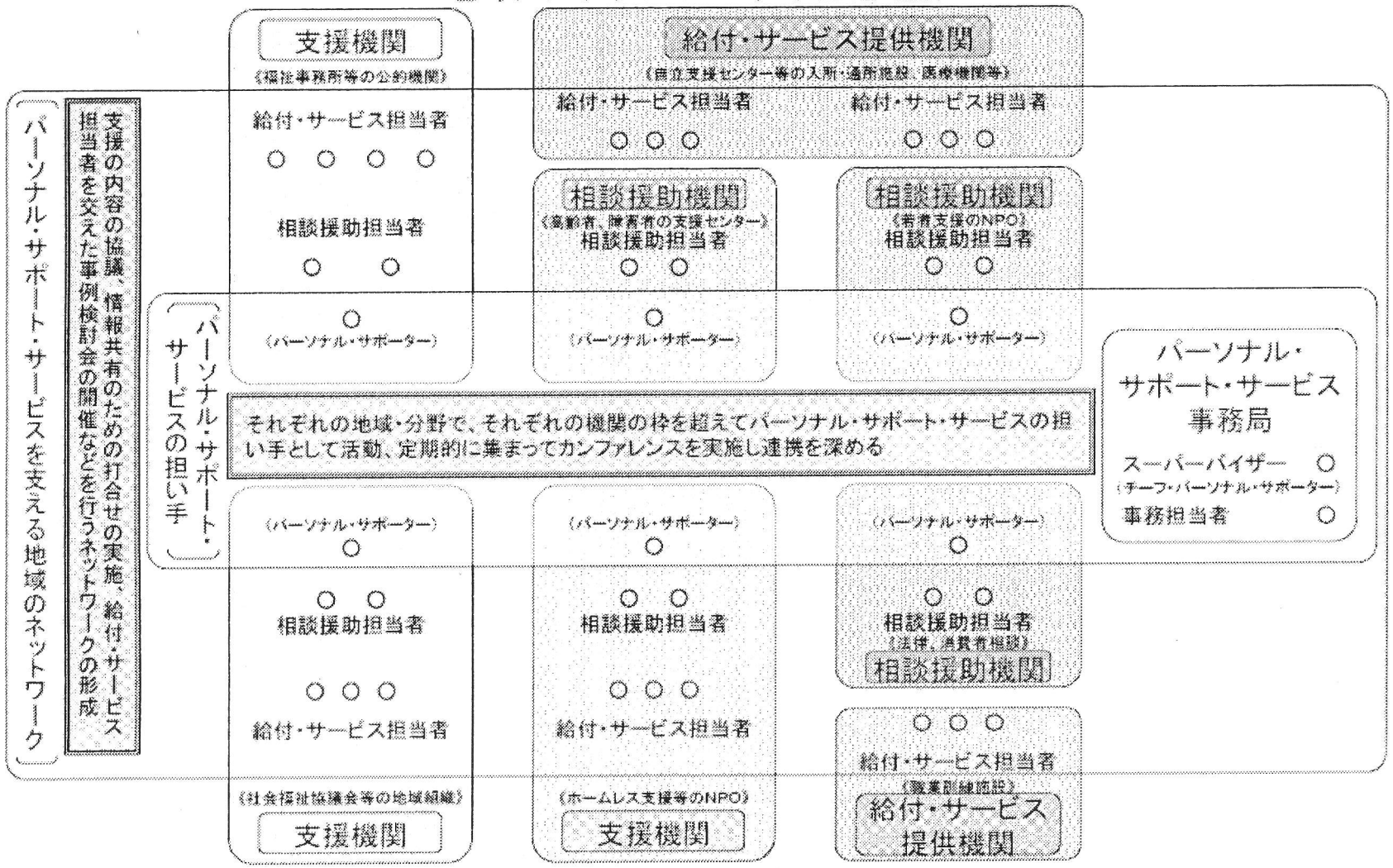

風をよむ

再び問われる「社会福祉法人」の社会的使命

大阪市立大学大学院生活科学研究科教授　岩間　伸之

厚生労働省は、社会福祉法人の本格的な見直しに向けて動き始めた。

9月末に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を立ち上げ、社会福祉事業における法人としての役割、経営のあり方などについて議論することになっている。

社会福祉法人のあり方の論点整理については平成26年5月を目途に報告書をまとめ、さらに社会福祉法人の財務諸表の効果的な公表方法については年内にとりまとめられる。

また、来年度の概算要求では、全国の社会福祉法人の運営や財務状況に関する状況把握と分析のための社会福祉法人制度検証事業委託費が盛り込まれている。

今に始まったことではないが、社会福祉法人に注がれる目は一段と厳しさを増している。とりわけ、税制上の優遇措置に見合う地域貢献のあり方や内部留保の問題に関して厳しい指摘がなされるようになっている。

6月に閣議決定された成長戦略において財務諸表の公表による透明性の確保が提起されたり、「社会保障制度改革国民会議報告書」（8月6日公表）においても、社会福祉法人の大規模化や複数法人の連携などによる経営の合理化や近代化、地域貢献や低所得者への生活支援などへの積極的な関与などについて言及されている。

こうした指摘は、社会福祉法人への期待が大きいことによるものといえるが、今一度、社会福祉法人の社会的使命について問い直し、そこからあるべき事業のあり方を検討することが求められる。

その社会的使命とは、その時々の社会状況下にあって社会的な支援を最も要する人に対して制度の枠を越えて率先してアプローチすること、そしてその蓄積から制度化に向けてアクションを起こすという古典的でシンプルなものに尽きるのであろう。

今般創設される生活困窮者支援制度は、経済的困窮のみならず、社会的排除もしくは社会的孤立の状態にある人も対象となる。だからこそ、社会福祉法人の出番として期待されている。それを自ら回避するようなことがあってはならない。社会福祉法人の新たな脱皮が待たれるところである。

Article
論文

新たな生活困窮者支援制度の理念と「総合相談」の推進
―社会福祉協議会に求められる役割

大阪市立大学大学院
生活科学研究科教授
岩間 伸之

はじめに
―2つの隘路（あいろ）を越えて

地域における福祉実践の方法と仕組みが大きく変わるかもしれない。それは、生活のしづらさを抱えた人たちが暮らす生活の場を拠点として、個別支援と地域支援を一体的に推進するというパラダイム転換を意味するものである。新たな生活困窮者支援制度は、それほど大きなインパクトを内包するものといえる。

しかしながら、新たな生活困窮者支援制度を有意義なものとして展開していくためには、2つの隘路を切り開く必要がある。1つは、生活困窮者自立支援法案の表面的な解釈と理解にとどまっていては、そこから理念はみえてこないことである。もう1つは、生活困窮者支援制度の中核となる生活困窮者自立相談支援事業（以下、自立相談支援事業）の推進にあたっては、「総合相談」という〝仕掛け〟がなければ理念に基づいた機能が推進できないことである。この2つの隘路を乗り越えなければ、今般の生活困窮者支援制度は矮小（わいしょう）化された事業となり、狭い意味での「生活困窮者」という新しい領域をつくり出すだけになりかねない。同時に、社会福祉協議会（以下、社協）に求められる役割も戦略もみえてこなくなる。

そこで本稿では、新たな生活困窮者支援制度をめぐる援助概念上の理念を明確にしたうえで、その理念を具現化するための方策となる総合相談のあり方について提示する。それらを踏まえて、社協に求められる役割について言及したい。

なお、本稿では、生活困窮者自立支援法案で示された事業のうち、その中核に位置づけられた必須事業であり、福祉事務所設置自治体が義務として実施しなければならない自立相談支援事業に焦点を当てて論じるものとする。

新たな生活困窮者支援制度の理念とは何か
―自立相談支援事業の新しい機能

生活困窮者支援が求められる背景や諸要因は、多様かつ複合的で、さらに構造的でもある。生活保護世帯の増大と制度上の限界、少子高齢化の進展と地縁・血縁の瓦解（がかい）等による社会構造の変化、社会的に孤立した人たちの生活課題の顕在化、制度の狭間に位置する新しい生活課題の出現、厳しい経済状況下における就労支援ニーズの増大等が複雑に関係している。

こうした社会的かつ構造的な新たな課題と向き合い、解決を志向するためには、当然のことながら従前の取り組みを超える新たな支援の枠組みとしての援助概念が求められる。生活困窮者支援制度の理念とは、その援助概念に反映されることになる。

しかしながら、生活困窮者自立支援法案を表面的にとらえるだけでは、そこに理念をみてとることはできない。同法案第2条には、「この法律において『生活困窮者』とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」とある。これをもって、対象となる生活困窮者を生活保護に陥る手前にある経済的困窮者に限定してしまうことによって、本制度の本質を見失うことになる。生活困窮者とは経済的困窮のみならず、社会的孤立の状態にある人も含めなければ、複合的なニーズや課題を抱えていることから生活困窮に至る人への本質的な支援にはつながらない。

援助概念に反映される理念は、法案そのものではなく、その成り立ちに色濃く反映されている。生活困窮者支援制度の形成過程に関係する動向（報告書等）を列挙しておくならば、2010年7月に開始された内閣府のパーソナル・サポート・サービス検討委員会での議論、2012年4月に設置された社会保障審議会の「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の中間まとめ（2012年7月）、同最終報告書（2013年1月）、2012年度セーフティネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業各報告書[※1]等である。

以上から、自立相談支援事業における理念を抽出し、整理するとおおむね次の6点に整理できる。

①社会的孤立を含む生活困窮者への支援

生活困窮者を経済的困窮のみならず、社会的孤立にまで広げて対象とする。結果として、地域生活上の生活のしづらさに焦点を当てて支援を展開することになり、その実践の蓄積は、〝制度の狭間〟の解消につながることになる。

②予防的機能の推進

「事後対応型」からの脱却を図り、「事前対応型」への転換を視野に入れた予防的アプローチを推進する。早期発見・早期対応によって、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐ。

③アウトリーチ機能の推進

専門職が本人の生活拠点である地域に出向き、ニーズのある本人に個別にはたらきかける。同時に、小地域における早期発見のためのネットワークの形成と

地域住民が身近なところで支え合うプログラムの創出を積極的に仕掛ける。

④伴走型支援機能の推進

単発的で一時的な支援ではなく、本人の状況に合わせたオーダーメイドの支援を継続的かつ長期的に展開する。その過程では、本人の主体性を喚起するはたらきかけと本人を取り巻く環境との関係づくりが重視される。結果として、生活面の支援だけでなく、本人の人生を支えることになる。

⑤「出口戦略」としての社会資源の創出

支援プロセスの入り口にあたる早期発見・早期対応のみならず、「出口」の支援を強化する。就労支援の充実・強化は、新たな生活困窮者支援制度の柱の1つであるが、それを「出口戦略」として社会資源の創出につなげる。そこでは、一般就労に至るまでの社会的居場所づくりや中間的就労といった本人のステージに応じた支援が強調される。この一連の就労支援は、本人の存在を支え、本人の変化を支える社会関係を形成することを意味する。

⑥地域における多層のネットワークによる協働的支援の展開

地域のあらゆる関係者および組織・団体が自ら担い手として関与し、当事者、地域住民、専門職、行政、NPO等が協働して個別支援と地域支援に取り組む。すなわち、特定の機能を特定のセンター等が担うのではなく、地域で機能を共有することである。

以上の6つの理念を推進していくためには、自立相談支援事業を広域で展開することは不可能であると言わざるを得ない。また、事業の担い手が孤軍奮闘するだけでは機能するはずもない。そこで〝仕掛け〟として、日常生活圏域を単位とした「総合相談システム」を基礎におくことが不可欠となる。そこでは、生活困窮者（経済的困窮＋社会的孤立）のみならず、多様な「生活のしづらさ」をもつ人たちを受け止める相談システムとして構築すること、そして地域におけるすべての関係者や組織・団体が担い手となって取り組むことを念頭におかなければならない。

自立相談支援事業における「総合相談モデル（理念型）」の提示

生活困窮者支援制度が内包する理念を具現化するための〝仕掛け〟として、自立相談支援事業における総合相談モデルを提示する。まず、その基本的視座を押さえたうえで、「総合相談モデル（理念型）」の概要について示すことにする。

1　基本的視座

自立相談支援事業における総合相談モデルの基本的視座として、以下の4つを提示しておく。

第1には、中学校区レベルの日常生活圏域を実践上の基礎単位（基本ユニット）とし、総合相談を推進するための中核として位置づけることである。総合相談は広域では機能せず、小地域レベルで展開してこそ総合相談のもつ特性が発揮できるからである。伴走型の継続的支援は、生活の場である地域を拠点とすることで初めて可能になる。

第2には、「地域を基盤としたソーシャルワーク」を基本ユニットにおける

方法として展開することである。地域を基盤としたソーシャルワークとは、「ジェネラリスト・ソーシャルワークを基礎理論とし、地域で展開する総合相談を実践概念とする、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを基調とした実践理論の体系[※2]」である。その特質は、個と地域の一体的支援を推進していくこと、つまり個別支援と地域支援を切り離したものではなく、同時並行で推進していくことにある。

第3には、地域担当の専門職（コミュニティソーシャルワーカー等）と小学校区等の地域側の専門職ではない中核的担い手（地域福祉コーディネーター等）とが日常的に協働できる体制を構築することである。地域側の担い手には、発見と見守りだけでなく、その地域での問題解決を司ることも期待される。専門職だけで総合相談を推進できるわけではない。

第4には、小学校区レベルの小地域を基盤とした相談支援体制を強化することである。そこでは、早期発見・早期対応および見守りの機能を推進することになる。さらに、専門職のサポートによって地域での問題解決機能を強化することも重要となる。

図　自立相談支援事業における総合相談モデル（理念型）

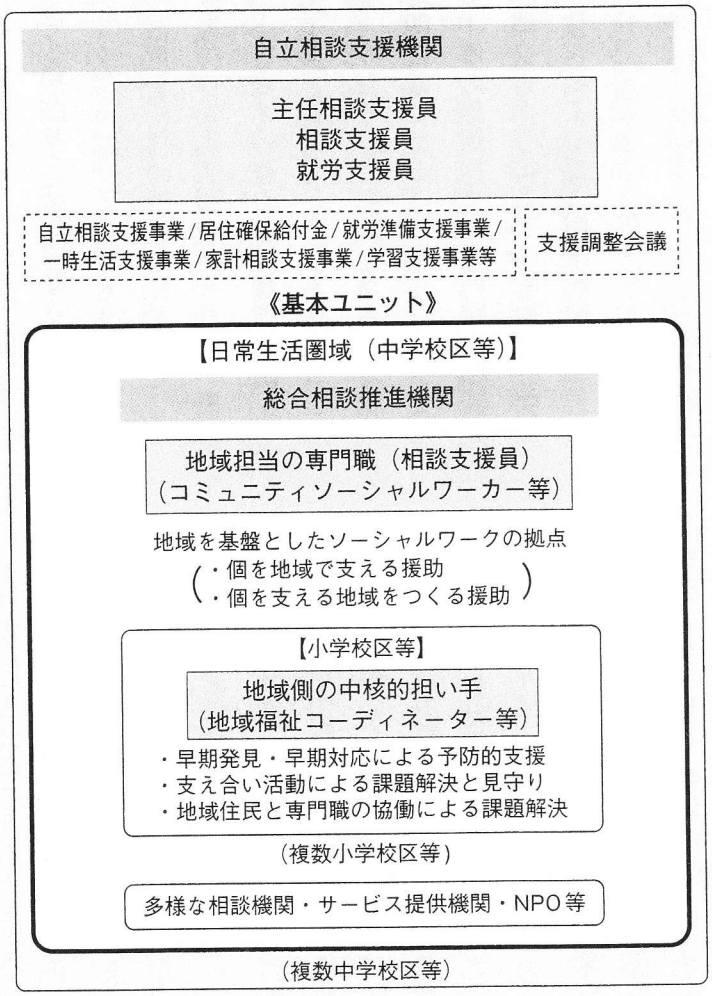

（筆者作成）

2　総合相談モデル（理念型）のイメージ図

以上の基本的視座を踏まえて、図でそのイメージを示した。外枠が実施主体である福祉事務所設置自治体である。福祉事務所設置自治体の圏域において「自立相談支援機関」が設置され、そこに主任相談支援員、相談支援員、就労支援員が配置される。そこでは、自立相談支援事業を軸としながら、圏域内における居住確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等による支援が一体的かつ計画的に行われることになる。また、相談支

援プロセスにおいては、行政も関与するかたちで支援調整会議が開催される。

そのうえで、図示したように、福祉事務所設置自治体の圏域内において、中学校区等の日常生活圏域レベルで、基本ユニットとなる「総合相談推進機関」の設置が求められる。地域を基盤としたソーシャルワークの拠点となる総合相談推進機関には、コミュニティソーシャルワーカー等の地域担当の専門職（相談支援員の場合もあり得る）の配置が必要となり、彼らによって「個を地域で支える援助」と「個を支える地域をつくる援助」が同時に展開される。この基本ユニットが福祉事務所設置自治体内に複数設置されることになる。人口規模の小さな福祉事務所設置自治体では、この基本ユニット1つが福祉事務所設置自治体と一致する場合もある。

さらに、その基本ユニット内の小学校区等の圏域において、地域側の中核的担い手として、地域福祉コーディネーター等をおくことが必要となる。そこでは、コミュニティソーシャルワーカー等の地域担当の専門職のサポートを受けながら、早期発見・早期対応による予防的支援、支え合い活動による課題解決と見守り、地域住民と専門職の協働による課題解決が推進されることになる。

この総合相談モデルの要となるのは、地域担当の専門職と地域側の専門職ではない中核的担い手が協働しながら、地域の課題を地域で解決できる体制づくりに事例を通して取り組んでいくことである。

さらに、図にあるように、本来はそれぞれの圏域を越えて存在する多様な相談機関、サービス提供機関、NPO等が、地域と積極的に協働することで総合相談が展開していくことになる。

総合相談モデル（理念型）における社会福祉協議会の役割

総合相談モデル（理念型）の推進においては、社会福祉協議会に求められる役割は極めて大きい。その前提として、生活困窮者支援制度がもつ理念を正確に認識することから始めなければならない。そのうえで、生活困窮者支援制度を1つの手段として地域福祉の推進に活用できるかが問われることになる。生活困窮者支援そのものがゴールなのではなく、あくまで地域福祉の推進のための方策としてとらえることが求められる。

この観点に基づき、構造的側面と機能的側面の両面において、社協に求められる役割を整理しておく。

第1には、構造的側面として、地域生活上のニーズ（生活のしづらさ）を地域で解決するための仕組みづくり、つまり日常生活圏域レベルでの総合相談のシステムを地域の特性を活かして構築することが必須となる。

前述の総合相談モデル（理念型）で示したように、専門職と地域住民とが協働できるかたちをそれぞれの福祉事務所設置自治体で描くことが求められる。それは、社協が長年にわたって築いてきた地域住民との信頼関係や小地域福祉活動等のこれまでの取り組みが下地となるものであるだけに、社協への期待は大きい。このシステムが、専門職と地域住民

が協働しながら、予防的アプローチを包含した個と地域の一体的支援を実践する場となるものである。

第2には、機能的側面として、「1つの事例が地域を変える」という個別支援と地域支援の融合を視野に入れた「地域を基盤としたソーシャルワーク」の推進が求められることである。福祉実践として、すべての取り組みは事例からしか始まらず、すべての取り組みは事例に還元されなければならない。このことを十分に認識する必要がある。

そのうえで、既存の複数の相談機能を生活の場で本人の問題解決につなげること、換言すれば分散していた多様な相談機能を事例ごとに再統合していくことが求められる。生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援事業、ボランティア・市民活動の推進、場合によっては地域包括支援センター等の介護保険事業の受託等、社協が担ってきた多様な事業がもつ意味と方法を再度問い直すことが不可避となる。

おわりに
―今、理念をかたちにすべき時

社会福祉実践の宿命として、社会構造や社会制度の変化にともなって変わりゆくニーズに的確に応えることと、それでもなお変わらない社会福祉やソーシャルワークの理念を追求することが同時に求められる。今般の生活困窮者支援制度は、その2つが重なり合っている。つまり、理念なき制度改革ではなく、地域で本人を主体とした問題解決につなげ、同時に地域を変えていくという理念を内包した制度改革といえる。それだけに社協として取り組む価値は大きい。

当然のことながら、自立相談支援事業を社協として受託できるかどうかという論点ではなく、このことによって地域福祉の推進に向けて何ができるかという戦略性がともなわなければならない。2012年10月、全国社会福祉協議会は「社協・生活支援活動強化方針　―地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性―」を示し、積極的な戦略を打ち出している。

理念と施策が一致することなどそうあるものではない。その意味では、社協にとって、地域福祉推進のための千載一遇のチャンスが到来しているという認識が必要である。理念をかたちにすべき時が来ている。2015年4月の法施行（予定）を控え、様子見の段階はすでに過ぎ去っている。

《注》

※1　この事業においては複数の報告書が発行されているが、生活困窮者自立相談支援事業に関係が深い報告書は、次の通りである。
①北海道総合研究調査会「生活困窮者支援体系に資する調査・研究事業報告書―生活困窮者自立促進（社会参加）プロセス構築モデル事業　統括委員会報告」2013年
②みずほ情報総研「生活困窮者支援に係る新たな相談支援事業における支援の考え方とプロセスに関する調査研究報告書」2013年
③ホームレス支援全国ネットワーク「生活困窮者へのステージに応じた伴走型支援を行う人材育成の在り方に関する研究事業」2013年

※2
①岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能―個と地域の一体的支援の展開に向けて―」（『ソーシャルワーク研究』Vol.37―No.1）7頁、2011年
②岩間伸之、原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣、28頁、2012年
なお、総合相談のとらえ方も多様であるが、前記の両文献においては総合相談がもつ特質についても言及している。

図　自立相談支援事業における総合相談モデル（理念型）

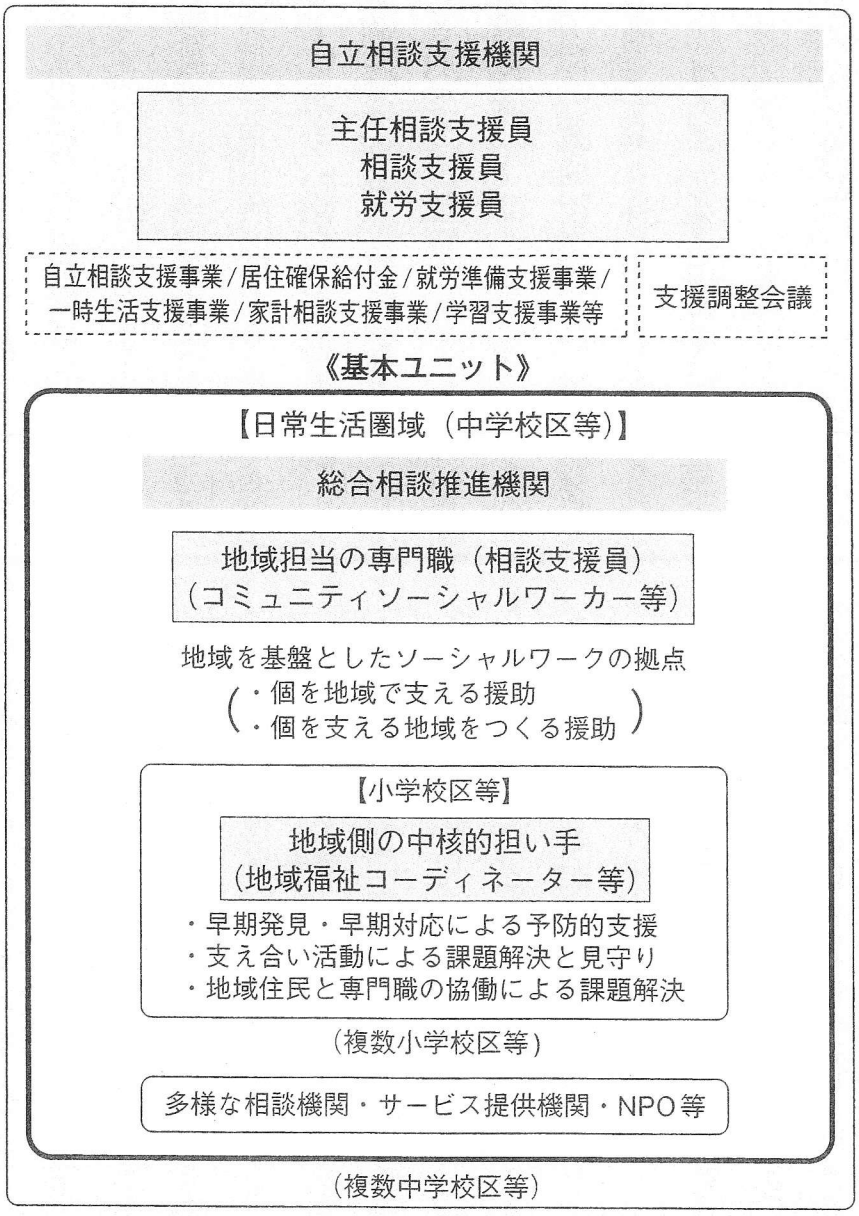

（筆者作成）

出所：岩間伸之「新たな生活困窮者支援制度の理念と『総合相談』の推進－社会福祉協議会に求められる役割－」『月刊福祉』96-11, 全社協, 2013年, p. 25。

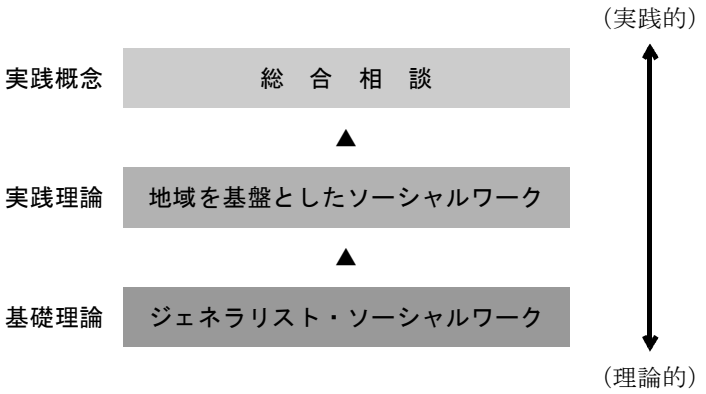

図　　地域を基盤としたソーシャルワークをめぐる３つの概念

出所：岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能－個と地域の一体的支援の展開に向けて－」『ソーシャルワーク研究』37-1, 相川書房, 2011年, p. 7。

表　　地域を基盤としたソーシャルワークの８つの機能

機　　能		概　　要
1	**広範なニーズへの対応**	社会福祉六法等の従来の枠組みに拘泥しない援助対象の拡大。地域生活上の「生活のしづらさ」という広範なニーズへの対応。先駆的・開発的機能の発揮。
2	**本人の解決能力の向上**	個人、家族、地域住民等の当事者本人を課題解決やニーズ充足の主体とする取り組み。地域における生活主体者としての視座の尊重。問題解決能力、ワーカビリティ、エンパワメントの重視。
3	**連携と協働**	地域における複数の機関の連携と協働による課題解決アプローチの重視。チームアプローチ及びネットワークによる対応。地域におけるケースカンファレンスの重視。
4	**個と地域の一体的支援**	個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助の一体的推進。個への支援と地域力の向上の相乗効果の志向。「一つの事例が地域を変える」という積極的展開。
5	**予防的支援**	地域住民・組織による早期発見機能と予防的プログラムの重視。状況が安定してからの見守り機能による継続的支援の展開。発見から見守りまでの長期的対応。
6	**支援困難事例への対応**	深刻化と複雑化の様相を呈する支援困難事例への適切な対応。専門職による高度なアプローチ。連携と協働のためのケースカンファレンスの活用。適切な社会資源の活用。
7	**権利擁護活動**	権利侵害事例に対する権利擁護の推進。成年後見制度等の権利擁護のための制度の積極的活用。セーフティネットの拡充と地域における新しいニーズの掘り起こし。権利擁護の担い手の養成。
8	**ソーシャルアクション**	個別支援から当事者の声を代弁したソーシャルアクションへの展開。社会資源の開発と制度の見直し。住民の参画と協働による地域福祉計画等の策定。ソーシャルインクルージョンの推進。

出所：岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能－個と地域の一体的支援の展開に向けて－」『ソーシャルワーク研究』37-1, 相川書房, 2011年, p. 11。

■「地域を基盤としたソーシャルワーク」の概要

①「地域を基盤としたソーシャルワーク」の定義

地域を基盤としたソーシャルワークとは、ジェネラリスト・ソーシャルワークを基礎理論とし、地域で展開する総合相談を実践概念とする、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを基調とした実践理論の体系である。（岩間伸之）

②地域を基盤としたソーシャルワークの理念
1．個々の状況に合わせた援助システムの構築
2．地域住民等のインフォーマルサポートの積極的参画

③地域を基盤としたソーシャルワークの４つの特質
1．本人の生活の場で展開する援助
2．援助対象の拡大
3．予防的かつ積極的アプローチ
4．ネットワークによる連携と協働

④地域を基盤としたソーシャルワークの８つの機能
1．広範なニーズへの対応　　2．本人の解決能力の向上
3．連携と協働　　4．個と地域の一体的支援
5．予防的支援　　6．支援困難事例への対応
7．権利擁護活動　　8．ソーシャルアクション

■個と地域の一体的支援

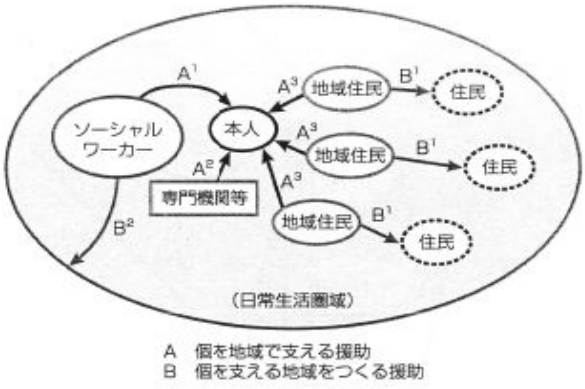

出所：岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,2012年

■「地域福祉援助」の概念

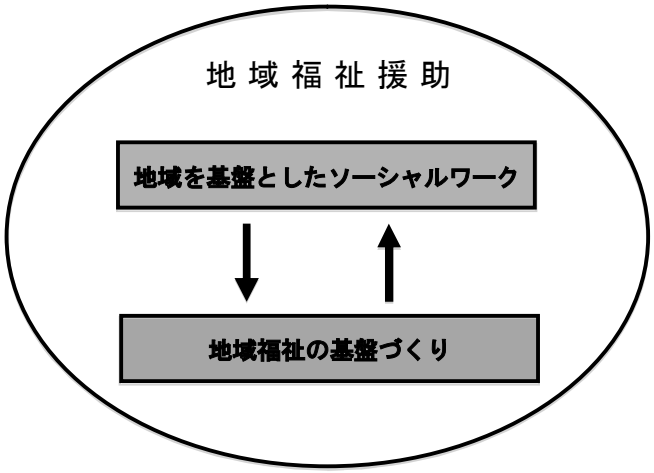

出所：岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,2012年（近刊）

■「地域を基盤としたソーシャルワーク」と「地域福祉の基盤づくり」の位置

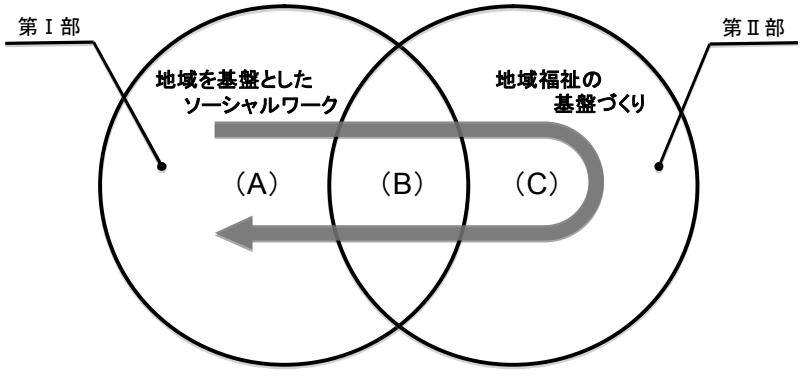

（A）個を地域で支える援助
（B）個を支える地域をつくる援助
（C）地域福祉の基盤づくり

出所：岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,2012年

岩間伸之・原田正樹　著

地域福祉援助をつかむ

有斐閣

2012年10月刊行

〈目次〉

unit ０　「地域福祉援助」とは何か
－「地域を基盤としたソーシャルワーク」と「地域福祉の基盤づくり」の展開－

第Ⅰ部　「個を地域で支える援助」と「個を支える地域をつくる援助」

unit １　地域を基盤としたソーシャルワークの基本的性格
unit ２　地域で展開する「総合相談」
unit ３　個と地域の一体的支援
unit ４　地域における個別支援の基本的視座
unit ５　援助関係と自己決定を支える援助
unit ６　家族支援の基本的視点
unit ７　ネットワークの活用と連携・協働による援助
unit ８　グループを活用した援助
unit ９　福祉サービスの活用の視点
unit 10　支援困難事例への専門的援助
unit 11　地域を基盤とした権利擁護の推進
unit 12　予防的支援とインフォーマルサポート
unit 13　地域を基盤としたソーシャルワークにおける評価の視点

第Ⅱ部　地域福祉の基盤づくり

unit 14　地域福祉の基盤づくりの視点
unit 15　社会福祉基礎構造改革と地域福祉
unit 16　地域福祉の発展過程
unit 17　地域福祉の基盤づくりの理論
unit 18　地域住民の参加と協働
unit 19　参加と協働を促す援助技術
unit 20　地域福祉の推進と地域住民の主体形成
unit 21　地域を基盤とした福祉教育の展開
unit 22　地域福祉援助を担う団体・人材と財源
unit 23　ボランティア・ＮＰＯと地域福祉
unit 24　地域福祉計画と地域包括ケアシステム
unit 25　地域福祉援助のプログラム
unit 26　地域福祉援助のネットワーク

巻頭言

予防的アプローチの推進とソーシャルワークの新しい展開

岩間伸之

かつて岡村重夫は，地域福祉の構成要素として，コミュニティ・ケア，一般地域組織化，福祉組織化，予防的社会福祉，を示した．この「予防的社会福祉」について，岡村は，社会生活上の困難の「発生予防」のみならず社会生活の積極的な改善をも目的とすること，そしてその対象は個人だけでなく，住民全体をも含むと言及している（『地域福祉論』光生館，1974年）．

近年，生活支援戦略，総合相談，地域包括ケア，虐待対応等において予防的観点が強調されるようになっている．また，地域を基盤としたソーシャルワークにおいても予防的支援が重要な機能として位置づけられている．こうした一連の動向においては，問題解決やニーズ充足に際し，地域住民を含めたインフォーマルサポートの積極的な関与が想定されている．そのことは，早期発見・早期対応を含んだ予防機能を重視する社会福祉へのパラダイム転換を意味するものである．

振り返ってみれば，福祉制度の運用を中心に置いたわが国の社会福祉は，申請主義を背景とした「事後対応型福祉」という傾向が強かった．つまり，専門職等による何らかの支援が必要となる深刻な事態に陥ってから対応が開始されるということである．その場合，本人へのダメージは大きく，また援助する側も多くの労力を要することになる．

ソーシャルワーク実践には，「事後対応型福祉」からの脱却を図り，「事前対応型福祉」への転換を視野に入れた予防的アプローチの推進が求められる．早期発見・早期対応によって，深刻な事態に陥ることを未然に防ぐというアプローチは，権利擁護の視座からも重要な意味をもつ．子どもや高齢者，障害者等への虐待に対して適切に対応するだけでなく，その虐待自体を未然に防ぐという働きかけは，優れた権利擁護の取り組みとなる．子育ての不安や介護の負担は，ある日突然にやってくるわけではない．

ソーシャルワークにおいて予防的アプローチを活性化するためには，ソーシャルワーカーの新しい実践枠組みを志向した意識改革が求められる．目前のクライエントへの個別支援に終始するだけでなく，そこを起点として近隣住民の気づきを促進し，福祉力の向上に向けた取り組みが重要となる．また，同時並行で，個別支援を視野に入れた地域福祉の基盤づくりへのアプローチも不可欠である．「事前対応型福祉」の推進のためには，これらを可能にするシステムが必要となる．そこには，発見と見守りの機能を有する地域住民の参画，地域住民と専門職が協働できる体制づくり；そしてソーシャルワークにおける予防的支援のための方法と評価の明確化などが含まれなければならない．

社会福祉ないしはソーシャルワークにおける予防的アプローチは，古くて新しいテーマである．つまり，重視されながらも十分に機能してこなかった予防機能は，この施策的潮流下において，いよいよ実践レベルでの推進が求められるようになっている．

ソーシャルワークが対象としてきた領域は，もはやソーシャルワークだけの聖域ではなく，また新しい実践領域の拡大も不可避の状況にある．予防的アプローチを基軸においたソーシャルワークの専門的機能の開発とその提示は，新しい活路を拓くことになるはずである．

出所：『ソーシャルワーク研究』38-3，相川書房，2012，p. 1.

図 12-1　予防的支援のための 4 つのアプローチのイメージ図

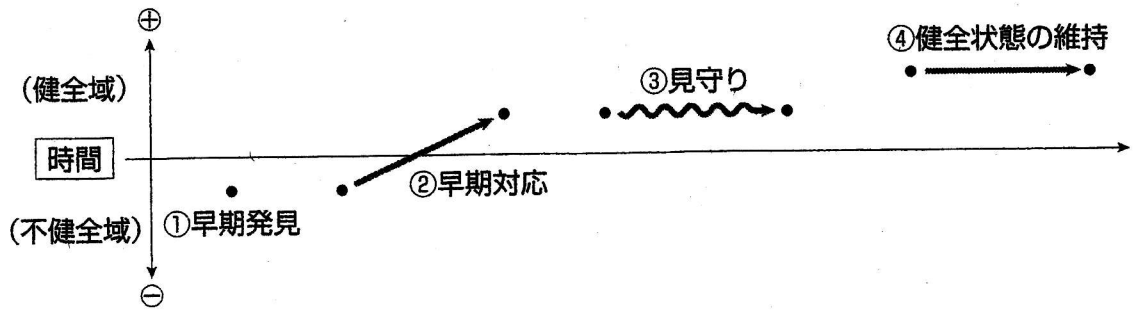

出所：岩間伸之「〈unit 12〉予防的支援とインフォーマルサポート」岩間伸之・原田正樹著『地域福祉援助をつかむ』有斐閣, 2012, p. 126。

岩間伸之 著
『支援困難事例へのアプローチ』
メディカルレビュー社,2008年。

第１講　「対人援助の本質」へのいざない
第２講　当面の「危機」を脱し、「援助」の第一歩を踏み出す
第３講　援助体制を形成し、ファーストタッチを吟味する
第４講　「存在」の揺れや不安定さにアプローチする
第５講　援助関係を形成する
第６講　援助関係を活用する
第７講　本人の側から困難状況を理解する
第８講　本人の気づきをうながす
第９講　本人の力を活用する
第10講　本人の意思を代弁する
第11講　本人が決めるプロセスを支える
第12講　困難状況をシステムとして理解する
第13講　新しい出会いの仕方を創造する
第14講　サービスを手段として活用する
第15講　地域の力を活用する
第16講　連携と協働のためのカンファレンスを活用する
第17講　高齢者虐待事例にアプローチする
第18講　実践の根拠を意識する

〔コラム〕援助の深層＆真相
●「その人らしさ」はどこからくるのか
●「管理」という名の権利侵害
●「老い」の受容を支えるということ
● キーパーソンは「本人」でしょ
● 元の生活には戻れない
● 社会的排除に加担していないか
● やがてできなくなることへの援助
●「対等な関係」の危うさ

今、改めて伝えたいこと ―〈支援困難事例と向き合う〉の連載を終えて―

岩間伸之

1．対人援助の「本質」へのまなざし

〈支援困難事例と向き合う〉の18回にわたる連載をとおして伝えたかったことは何か。連載を閉じるにあたって、改めて整理しておきたいと思います。

「支援困難事例」は、この連載で取り上げた18事例だけでなく、その種類はおそらく無数にあります。けれども、支援困難事例がどれだけ多様であっても、それらへの働きかけの「根拠」となるものはいくつかに限られます。換言すれば、その「根拠」を意識して働きかけることができれば、あらゆる支援困難事例に対応できることを意味します。

支援困難事例へのアプローチに、それぞれ特別な方法があるわけではなく、便利なマニュアルがあるわけでもありません。「根拠」に基づいた援助、つまりは原理・原則に基づいた正攻法の実践が求められるだけなのです。支援困難事例への対応には、ごまかしのきかない本物の援助の力量が求められると言っても過言ではないでしょう。

〈支援困難事例と向き合う〉とは、結局のところ、「人を援助すること」とは何かという援助の「本質」と向き合うことを意味します。支援困難事例にどのように働きかけたらよいのか。その答えは、支援困難事例ではない事例と真摯に向き合うことにあります。支援困難事例へのアプローチとは、その延長線上に位置するものなのです。

2．「対人援助が依拠する『価値』へのアプローチ」から見えるもの ―「５つの軸」からの分析―

では、その「根拠」とは何か。これが対人援助の実践基盤となる「価値」のことであり、援助を方向づける理念・思想・哲学と説明できるものです。

本連載では、各回の最後に、「対人援助が依拠する『価値』へのアプローチ」の欄を設けました。これは、「どのように事例をとらえるか」と「どのように事例に働きかけたらよいのか」の執筆にあたり、私が根拠として用いたソーシャルワークもしくは対人援助の「価値」に連なる一つの要素を取り上げたものです。この18回分の内容を集約して分析すれば、支援困難事例への働きかけに共通する「根拠」のいくつかが浮き彫りになるのではないかと考えました。

右ページの表は、18回にわたる連載のテーマと「対人援助が依拠する『価値』へのアプローチ」を一覧にしたものです。この「対人援助が依拠する『価値』へのアプローチ」の執筆内容を分析し、そこから共通する要素として「５つの軸」を抽出しました。

「５つの軸」（表のⅠ～Ⅴに対応）とは、次の５つです。

Ⅰ 「存在」を尊重する

〔本人を唯一無二のかけがえのない人として、その存在自体を認め、最大限に尊重すること〕

Ⅱ 「社会関係」を活用する

〔援助者との援助関係を含めた社会関係を活用するとともに、支え合いを基軸とした社会関係を形成すること〕

Ⅲ 「主体性」を喚起する

〔本人を取り組みの主体として位置づけ、本人の取り組みの過程を尊重すること〕

Ⅳ 「現実」への直視を支える

〔本人が自分自身のことや自分の周囲に起こっていることを直視できるように支えること〕

Ⅴ 「変化」を支える

〔今の状態を維持するだけではなく、来たるべき変化を視野に入れて働きかけること〕

	掲載号	テーマ	対人援助が依拠する「価値」へのアプローチ	5つの軸				
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
1	2011年 4月	サービス拒否	人としての尊厳は不変であること	○		○		○
2	2011年 6月	終末期	現実への直視と支えられながら死を迎えること		○		○	
3	2011年 8月	不穏	今のこの瞬間に拠り所を求める	○			○	
4	2011年10月	近隣トラブル	誰も一人では生きることはできない		○			
5	2011年12月	クレーマー	開かれた社会関係を創造する	○	○			
6	2012年 2月	軽度認知障害	変化の先に新しい安心があること					○
7	2012年 4月	ゴミ屋敷	過去の整理がなければ前には進めない			○	○	○
8	2012年 6月	共依存	生きる意味や存在理由を自分の中に見つけること	○		○		
9	2012年 8月	希死念慮	開かれた関係が新しい変化を導く		○			○
10	2012年10月	経済的虐待	本人の気づきを起点として変化をうながす			○		○
11	2012年12月	アルコール依存	ありのままの自分をまるごと人に委ねること	○		○	○	
12	2013年 2月	親族間対立	関係者が変化に向けた覚悟を決めるための基点をつくる		○	○		○
13	2013年 4月	消費者被害	本人が満たされる健全な援助関係が好循環への起点となる		○	○		○
14	2013年 6月	ひきこもり	関係は変わり続けるしかない			○		○
15	2013年 8月	身体拘束	「今」への社会的承認が次への変化をうながす		○		○	○
16	2013年10月	被害妄想	現実の社会とのつながりによって存在が認められる	○	○		○	
17	2013年12月	ネグレクト	次の変化に向けて「新しい出会い」を支える		○			○
18	2014年 2月	本人不在	本人がたどる「過程」と乖離した「結果」は意味をもたない			○	○	

岩 間 伸 之 （いわま　のぶゆき）　http://www.life.osaka-cu.ac.jp/cgi/pro.cgi?3211

●経 歴

1965年生まれ。
同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻博士課程後期修了。
米国コネチカット大学ソーシャルワーク大学院客員研究員（2001年４月～2002年３月）
現在、大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授
博士（社会福祉学）。社会福祉士。

●専門領域　社会福祉学／ソーシャルワーク論

●主な著書

『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,2012年（共著）.
『市民後見人の理念と実際－市民と専門職と行政のコラボレーション－』中央法規出版,2012年（共編著）.
『対人援助のための相談面接技術－逐語で学ぶ21の技法－』中央法規出版,2008年（単著）.
『支援困難事例へのアプローチ』メディカルレビュー社,2008年（単著）.
『援助を深める事例研究の方法－対人援助のためのケースカンファレンス－（第２版）』ミネルヴァ書房,2005年（単著）.
『ワークブック社会福祉援助技術演習④　グループワーク』ミネルヴァ書房,2004年（単著）.
『グループワークの専門技術－対人援助のための77の方法－』中央法規出版,2001年（共著）.
『ソーシャルワークにおける媒介実践論研究』中央法規出版,2000年（単著）.

●主な翻訳書

『子どものリスクとレジリエンス－子どもの力を活かす援助－（M.W.フレイザー編著）』ミネルヴァ書房,2009年（共訳）.
『ジェネラリスト・ソーシャルワーク（L.C.ジョンソン／S.J.ヤンカ著）』ミネルヴァ書房,2004年（共訳）.

●最近の主な論文等

「新たな生活困窮者支援制度の理念と『総合相談』の推進－社会福祉協議会に求められる役割－」『月刊福祉』96-11,全社協,2013年,pp.22-27.
「市民後見人の位置づけと活動特性」『実践成年後見』第42号,民事法研究会,2012年,pp.4-11.
「『市民後見人』とは何か－権利擁護と地域福祉の新たな担い手－」『社会福祉研究』第113号,鉄道弘済会,2012年,pp.9-16.
「認知症ケアにおける成年後見制度の意義と可能性－本人を主体とした積極的な活用に向けて－」『日本認知症ケア学会誌』10-4,2012年,pp.415-420.
「わが国におけるジェネラリスト・ソーシャルワークの到達点」『ソーシャルワーカー』第11号,日本ソーシャルワーカー協会,2011年,pp.1-14.
「地域包括支援センターの動向と地域包括ケア－地域を基盤としたソーシャルワークの展開に向けて－」『社会福祉研究』第111号,鉄道弘済会,2011年,pp.11-18.
「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能－個と地域の一体的支援の展開に向けて－」『ソーシャルワーク研究』37-1,相川書房,2011年,pp.4-19.
「参画型社会福祉の構想」『新しい社会福祉学の構想』中央法規出版,2011年,pp.59-67.
「成年後見制度と社会福祉－その接点から新たな可能性を探る－」『大原社会福祉研究所雑誌』627,法政大学大原社会問題研究所,2011年,pp.19-29.
「市民後見人の理念とこれからの課題－成熟した市民社会への道程－」『月刊福祉』93-10,全社協,2010年,pp.36-39.
「ソーシャルワーク研究における結果の解釈とその方法」北川清一・佐藤豊道編『ソーシャルワークの研究方法』相川書房,2010年,pp.187-199.

●雑誌連載　「〈テーマ〉支援困難事例と向き合う①～⑱」『ケアマネジャー』（中央法規出版）,2011年４月号～2014年２月号（偶数月）

●主な社会的活動

特定非営利活動法人「西成後見の会」代表理事
大阪市成年後見支援センター運営委員会委員長（大阪市社会福祉協議会）
『ソーシャルワーク研究』編集委員（相川書房）
日本ソーシャルワーク学会副会長